

江別市消防長告示第1号

江別市火災予防条例（昭和50年条例第24号）第13条の2第1項第1号の規定に基づき、消防長が認める延焼を防止するための措置を下記のとおり告示する。

令和3年3月25日

江別市消防長 内 山 洋

江別市火災予防条例第13条の2第1項第1号の規定に基づき、消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備は、次に掲げるものとする。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。